

つくば市監査公表第6号
平成31年（2019年）4月5日

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 滝口 隆一

地方自治法第199条第1項及び第4項に規定する監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果を公表します。

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 滝口 隆一

第2 監査の対象

〔市民部〕

市民窓口課、地区相談課、市民活動課、国際交流室、男女共同参画室、地域
改善対策室、スポーツ振興課、国体推進課、文化芸術課

〔保健福祉部〕

社会福祉課、こども未来室、障害福祉課、高齢福祉課、国民健康保険課、医療年金課、介護保険課、地域包括支援課、健康増進課

〔こども部〕

こども政策課、子育て相談室、幼児保育課、こども育成課

〔都市計画部〕

都市計画課、沿線開発整備室、公有地利活用推進課、市街地振興課、学園地区市街地振興室、周辺市街地振興室、建築指導課、開発指導課、総合交通政策課

〔建設部〕

道路計画課、道路整備課、道路管理課、公園・施設課、営繕課、住宅政策課、防犯交通安全課

第3 監査の期間及び実施場所

平成30年（2018年）11月26日から平成31年（2019年）3月28日まで
庁内会議室において実施

第4 監査の範囲

平成30年（2018年）4月1日から監査委員監査執行日までのつくば市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った。

第5 監査方法

財務に関する事務が関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているか、また事務、事業が効率的・効果的に執行されているかなどについて監査を実施した。

監査に当たっては、抽出により関係書類等を検査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

また、つくば市の予算及び決算に係る関係法令等が適用される「公金」ではな

いが、業務関係上、職員が出納保管をしている「公金外現金」が生じる事務があることから、当該事務が適正に執行されるよう公金外現金の取扱いについても監査の対象とした。

第6 監査の主な着眼点

1 歳入関係

- (1) 調定の時期、手続等は適正か。
- (2) 納入の通知は適正に行われているか。
- (3) 領収証書綴、現金出納簿の取扱いは適正に行われているか。

2 歳出関係

- (1) 違法、不当、不経済な支出はないか。
- (2) 流用の時期、手続は適正か。
- (3) 支払時期、相手方は適正か。
- (4) 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払等）及び精算等の手続は適時、適正に行われているか。
- (5) 旅費計算は適正か。
- (6) 物品の不要不急の購入はないか。

3 契約関係

- (1) 関係法令等に基づき処理されているか。
- (2) 契約締結及び契約変更の時期は適正か。
- (3) 随意契約の場合、その理由は適正か。
- (4) 議会の議決を要する契約について、議決前に着手しているものはないか。
- (5) 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
- (6) 履行期限は守られているか。また、完了報告の時期は適正か。

4 人事管理

- (1) 職員の休暇、職務免除等の手続きは適正か。
- (2) 職員の時間外勤務の管理は適正か。
- (3) 臨時職員や嘱託員の任用は適正に行われているか。
- (4) 臨時職員や嘱託員の通勤手当の算定に間違いはないか。
- (5) 臨時職員や嘱託員の給与の支給内容及び支給日は適正か。

第7 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業の執行については、注意事項（指摘事項

には至らないが、特に注意を要すると認められるもの) や要望事項 (事務事業で改善する必要があると認められるもの) を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、複数の部署において、住宅地図の個別購入が散見された。今後は全庁的に住宅地図を共同調達 (一括発注) することにより、事務の効率化とスケールメリットによる低廉化を図ることが可能であり、合理的であると思われる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度各対象部局・機関に口頭指導をしたので記述を省略した。

各対象部局・機関における個別の注意事項及び要望事項は、以下のとおりである。

[市民部]

[市民窓口課] (注意事項 1 件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

郵便切手の管理において、受払簿の前年度からの繰越枚数に過誤が見受けられた。今後は受払簿の繰越枚数と現品が常に一致するよう適正に管理されたい。

[地区相談課] (注意事項 1 件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

購入した備品価格と備品台帳に登録した価格に差異が見受けられた。

今後はつくば市物品規則第 6 条の規程に基づき、消費税を含めた価格で備品台帳に登録されたい。

[市民活動課] (注意事項 3 件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

- ・花苗購入に伴う契約事務において、執行伺の押印漏れが見受けられた。また、作成した予定価格書を封書にしていない事例が見受けられた。今後は予定価格書作成後、適正に封緘されたい。
- ・表彰式派遣に伴う契約事務において、執行伺の押印漏れが見受けられた。また、見積結果調書において、見積期日の誤りが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- ・臨時職員の求人申込書の起案書に決裁日及び施行日の記入漏れが見受けられた。また、雇用通知書の起案書に押印漏れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

[国際交流室] (注意事項 1 件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

ホームページの保守管理委託において、支出負担行為の起票遅れが見受けられた。今後は契約を締結した際には、速やかに起票し、適正な事務の執行に努められたい。

[男女共同参画室]

特に指摘事項はない。

[地域改善対策室]

特に指摘事項はない。

[スポーツ振興課]

特に指摘事項はない。

[国体推進課] (要望事項 1 件)

特に指摘事項はない。

(要望事項)

茨城国体のリハーサル大会などのイベント業務に起因するものであるが、課内全体に過重勤務が見受けられた。来年度の本大会に向けて、引き続き職員の心身の健康に配慮するとともに、業務計画を立て効率的に事務を行うなど過重勤務の平準化に努められたい。

[文化芸術課] (注意事項 1 件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

郵便切手の管理において、受払簿の前年度からの繰越枚数に過誤が見受けられた。今後は受払簿の繰越枚数と現品が常に一致するよう適正に管理されたい。

[保健福祉部]

[社会福祉課] (注意事項 1 件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

複数の契約事務において、随意契約調書への必要事項の記載漏れ、起案文書の押印漏れ及び施行日の誤りが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

〔こども未来室〕（注意事項 1 件）

特に指摘事項はない。

（注意事項）

支援状況一覧作成委託において、支出負担行為の起票遅れが見受けられた。

今後は契約を締結した際には、速やかに起票し、適正な事務の執行に努められたい。

〔障害福祉課〕（注意事項 1 件）

特に指摘事項はない。

（注意事項）

郵便切手の管理において、受払簿の残枚数に過誤が見受けられた。今後は受払簿の残枚数と現品が常に一致するよう適正に管理されたい。

〔高齢福祉課〕

特に指摘事項はない。

〔国民健康保険課〕

特に指摘事項はない。

〔医療年金課〕（注意事項 1 件）

特に指摘事項はない。

（注意事項）

購入した備品価格と備品台帳に登録した価格に差異が見受けられた。今後はつくば市物品規則第 6 条の規程に基づき、消費税を含めた価格で備品台帳に登録されたい。

[介護保険課] (注意事項1件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

負担割合証作成業務委託において、契約手続きの遅延が見受けられた。今後は速やかな契約事務の執行に努められたい。

[地域包括支援課]

特に指摘事項はない。

[健康増進課]

特に指摘事項はない。

[こども部]

[こども政策課]

特に指摘事項はない。

[子育て相談室]

特に指摘事項はない。

[幼児保育課] (注意事項2件、要望事項2件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

- ・郵便切手の管理において、受払簿の残枚数に過誤などが見受けられた。今後は受払簿の残枚数と現品を常に一致させるなど適正に管理されたい。
- ・保育所ぎょう虫検査手数料の契約事務において、予定価格書の予定価格及び見積書比較の金額に記載誤りが見受けられた。今後は適正な事務の執行

に努められたい。

(要望事項)

- ・ 収納金については、当日に金融機関へ入金しているが、それまでの間、課内において担当者の鍵のかかる袖机で保管している状況が見受けられた。今後は事故防止の観点からも手提げ金庫などでの管理を検討することを要望する。
- ・ 時間外勤務において、特定の係や職員に業務が集中する傾向が見受けられた。今後は時間外勤務の集中による負担を軽減するため、係間での協力体制や部内の応援体制を整え、時間外勤務の平準化を図られたい。そのためには、新人職員でも理解できるような独自のマニュアルを作成し、繁忙期以外の期間における人材育成に努められたい。

[こども育成課] (注意事項2件、要望事項1件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

- ・ 郵便切手の管理において、受払簿の残枚数に過誤などが見受けられた。今後は受払簿の残枚数と現品を常に一致させるなど適正に管理されたい。
- ・ 複数の契約事務において、予定価格書封入用の封筒に封印漏れなどが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

(要望事項)

収納金については、年に数回の取扱いだが、金融機関へ入金するまでの間、担当者の鍵のかかる袖机で保管している状況が見受けられた。今後は事故防止の観点からも適切な管理方法を課内で検討することを要望する。

[都市計画部]

[都市計画課] (注意事項1件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

郵便切手の管理において、受払簿の残枚数に過誤などが見受けられた。今後は受払簿の残枚数と現品を常に一致させるなど適正に管理されたい。

[沿線開発整備室]

特に指摘事項はない。

[公有地利活用推進課]

特に指摘事項はない。

[市街地振興課]

特に指摘事項はない。

[学園地区市街地振興室] (注意事項 1 件、要望事項 1 件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

センター地区イルミネーション設置工事の契約事務において、作成した予定価格書を封書にしていない事例が見受けられた。今後は予定価格書作成後、適正に封緘されたい。

(要望事項)

クレオに関する市民説明会の業務に起因するものであるが、一部の職員に過重勤務が見受けられた。今後は職員の健康に配慮するとともに、室内の協力体制に取り組み、業務の平準化に努められたい。

〔周辺市街地振興室〕（注意事項 1 件）

特に指摘事項はない。

（注意事項）

地域振興推進事業支援業務委託の契約事務において、見積結果調書の見積書比較価格に記載誤りが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

〔建築指導課〕（注意事項 1 件）

特に指摘事項はない。

（注意事項）

宿泊を伴う出張において、旅行命令票兼支出負担行為票の合議欄に押印漏れや決裁日漏れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

〔開発指導課〕（注意事項 3 件）

特に指摘事項はない。

（注意事項）

- ・ 収納金において、おおむね週に 1 回の頻度で指定金融機関へ入金が行われていた。今後はつくば市会計規則第15条第 2 項の規定に基づいた適正な事務の執行に努められたい。
- ・ 区域指定データ管理作業委託などにおいて、支出負担行為の起票遅れが見受けられた。今後は契約を締結した際には、速やかに起票し、適正な事務の執行に努められたい。
- ・ 複数の契約事務において、予定価格書作成日の記入漏れなどが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

〔総合交通政策課〕（注意事項 1 件）

特に指摘事項はない。

(注意事項)

特定随意契約の適用案件である交通用地除草作業等委託業務の契約事務において、つくば市契約規則第26条の2に基づく公表手続が行われていなかった。今後は適正な事務の執行に努められたい。

[建設部]

[道路計画課] (注意事項 1 件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

宿泊を伴う出張において、旅行命令票兼支出負担行為票の合議欄に押印漏れや決裁日漏れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

[道路整備課]

特に指摘事項はない。

[道路管理課] (注意事項 1 件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

臨時職員の通勤届において、継続雇用時に再提出を求めているなかった。今後は適正な事務の執行に努められたい。

[公園・施設課]

特に指摘事項はない。

[営繕課] (注意事項 1 件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

臨時職員の通勤届において、継続雇用時に再提出を求めていなかった。今後は適正な事務の執行に努められたい。

[住宅政策課] (注意事項 1 件)

特に指摘事項はない。

(注意事項)

臨時職員の通勤届において、継続雇用時に再提出を求めていなかった。今後は適正な事務の執行に努められたい。

[防犯交通安全課]

特に指摘事項はない。